

平成 2 3 年度  
カタクチイワシ瀬戸内海系群（燧灘）資源回復計画の取組（案）

## 1. 資源回復措置の実施

## (1) 対象漁業種類

| 県名  | 漁業種類         | 操業(許可)期間   |
|-----|--------------|------------|
| 広島県 | 瀬戸内海機船船びき網漁業 | 6/10～12/31 |
| 香川県 | 瀬戸内海機船船びき網漁業 | 5/15～翌1/15 |
| 愛媛県 | 瀬戸内海機船船びき網漁業 | 5/15～翌1/15 |
|     | いわし機船船びき網漁業  | 1/1～12/31  |

## (2) 休漁期間の設定

瀬戸内海機船船びき網 広島県 12月 1日～12月31日  
 香川県 5月15日～ 6月 9日及び12月 1日～ 1月15日※  
 愛媛県 5月15日～ 6月 9日及び12月 1日～ 1月15日※

※ただし、瀬戸内海広域漁業調整委員会会長が別に定めた場合は、その期間

いわし機船船びき網 愛媛県 4月 1日～ 5月31日及び11月22日～ 3月31日

## (3) 定期休漁日の設定

瀬戸内海機船船びき網 広島県 毎週木曜日  
 香川県 毎週木・日曜日  
 愛媛県 毎週木・日曜日  
 いわし機船船びき網 愛媛県 毎週土曜日

## 2. 関連調査

- ・ 資源評価
- ・ 卵稚仔調査
- ・ 脂イワシ調査

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第十八号（案）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、燈灘におけるかたくちいわしを採捕目的とした瀬戸内海機船船びき網漁業及び機船船びき網漁業について、次のとおり指示する。

平成 年月日 瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 前田 健二

1 定義

この指示において「燈灘」とは、次に掲げる線及び陸岸によつて囲まれた海域をいう。

- 一 次のAからHまでの点を順次結んだ線
  - A 広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点
  - B 広島県福山市箕沖町箕島地区工業団地北東角から護岸沿い北西へ四百二十メートルの点と岡山県笠岡市神島御崎を結んだ線（以下「b線」という。）と、Aの点と広島県福山市走島町走島くぼみを結んだ線との交点
  - C b線と、Aの点とDの点を結んだ線との交点
  - D 岡山県笠岡市梶子島西端
  - E Dの点と岡山県笠岡市小飛島西端を結んだ線と、広島県福山市走島町宇治島東端と岡山県笠岡市北木島西北端を結んだ線（以下「c線」という。）との交点
  - F Gの点と広島県福山市走島町袴島東端を結んだ線と、c線との交点
  - G 岡山県笠岡市六島東端
  - H 香川県三豊市詫間町三崎突端
- 二 広島県福山市狐崎と同市田島箱崎漁港箱崎地区南防波堤基部を結んだ線
- 三 広島県福山市田島南端と愛媛県越智郡上島町弓削島馬立ノ鼻突端を結んだ線
- 四 愛媛県越智郡上島町弓削島里ノ鼻突端と同町岩城島城ノ鼻突端を結んだ線
- 五 愛媛県越智郡上島町岩城島新城鼻突端と広島県尾道市生口島五本松埼突端を結んだ線
- 六 広島県尾道市瀬戸田町垂水と同町荻との最大高潮時海岸線における境界点と愛媛県今治市大島多々羅岬突端を結んだ線
- 七 愛媛県今治市上浦町と同市大三島町との最大高潮時海岸線における境界点のうち最も南部に位置する点と同市大島竹ヶ鼻突端を結んだ線
- 八 愛媛県今治市大島長瀬ノ鼻突端と同市今治港東防波堤灯台中心点を結んだ線

2

操業の制限  
次の表の上欄に掲げる漁業を営む者は、同表下欄に掲げる期間、かたくちいわしの採捕を目的とした操業を禁止する。

| 漁業種類         | 期   |
|--------------|---|
| 瀬戸内海機船船びき網漁業 | 五月十五日から六月九日まで<br>十二月一日から三月三十一日まで<br>（瀬戸内海広域漁業調整委員会会長が別に定めた場合は、その期間） |
| 機船船びき網漁業     | 四月一日から五月三十一日まで<br>十一月二十二日から三月三十一日まで                                 |

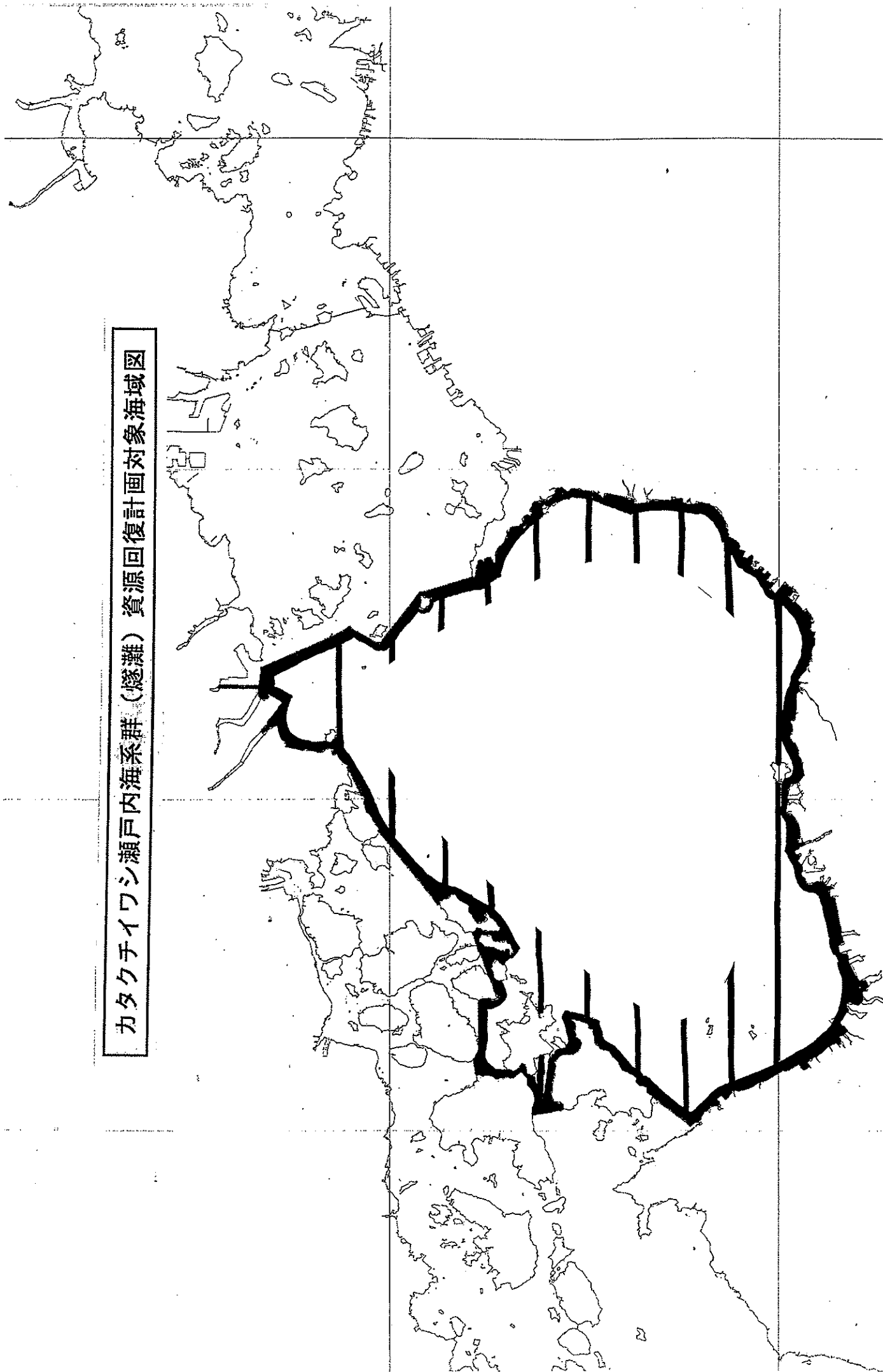
3

指示の有効期間  
この指示の有効期間は、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までとする。

附則

この委員会指示は、平成二十三年四月一日から施行する。

カタクワイワシ瀬戸内海系群（燧灘）資源回復計画対象海域図



# 燧灘カタクチイワシ資源管理(ポスト資源回復計画)の取組

1月～3月の積算水温(伯方島栽培漁業センターのデータ):【1050℃を基準にA, Bのパターンのどちらかで実施:  
4月中旬頃行政研究担当者会議で判断】

1050℃以上の場合

1050℃未満の場合

パターンA

パターンB

① 水温計測  
伯方島栽培漁業センターで計測

産卵後のかかぢワシを漁獲することが望まれている  
(産卵盛期が終了するまでは漁獲しない)

② GI計測  
漁協でサンプルを入手  
水試で計測…(3回)

③ 現場からの情報  
漁業者の有する現場情報の収集  
…他漁業による混獲魚の  
産卵状況等

**ブロック漁業者協議会**

(伯方島栽培漁業センターの水温が13℃に達した日から36日後)

①～③を基に操業開始日等を検討…協議のうえ決定

行政研究担当者は①、②及び卵稚仔調査等の情報を提供するとともに科学的見地による意見を述べる

ア. 各県の操業開始日及び終漁日

イ. 香川県、愛媛県の瀬戸内海機船船びき網のシラス漁への切り替え日

ウ. 定期休漁日

\* 操業開始日等の決定に当たっては、漁業者は行政研究担当者からの情報及びかかぢワシの産卵状況に関する意見を尊重し、国及び県の行政研究担当者においてはモニタリング基準値の精度向上、改良に努める。

パターンBの年であることを確認(4月中旬頃)

- ・ 操業開始日: 6月10日、終漁日: 11月30日
- ・ ブロック漁業者協議会の日程調整
- ・ 基準値の精度向上のためのモニタリング調査の継続

① 水温計測  
伯方島栽培漁業センターで計測

モニタリング調査等の継続

② GI計測  
漁協でサンプルを入手  
水試で計測…(3回)

③ 現場からの情報  
漁業者の有する現場情報の収集  
…他漁業による混獲魚の  
産卵状況等

**ブロック漁業者協議会** (5月下旬頃)

シラス漁への切り替え日等を検討…協議のうえ決定

ア. 香川県・愛媛県の瀬戸内海機船船びき網のシラス漁への切り替え日

イ. 定期休漁日

\* 行政研究担当者は、①、②及び卵稚仔調査等の情報を提供するとともに、科学的見地による意見を述べるとともにモニタリング基準値の精度向上、改良に努める。

操業及び関連調査の実施

資源状況の評価・把握、脂イワシ調査等  
3県・瀬戸内水研が連携した調査の実施

関係漁業者の意向等を踏まえ検討

①消費・流通対策  
②付加価値向上策  
等の検討

A 又は B +

+

(愛媛県のいわし機船船びき網の操業期間は従来どおり。)